



橋本財団助成金

外国人支援・交流助成

2027年度 応募要項

人口減少が進む地域社会において、外国人住民は共に暮らす大切なパートナーです。しかし、言葉や文化の違いから、地域の中で孤立や戸惑いが生じてしまうことも少なくありません。私たちは、誰もが孤立することなく、互いの人権を尊重し、対等な関係で安心して暮らせる地域社会の実現を心から願っています。

2027年度の福祉活動助成（特別助成：外国人支援・交流）では、言葉や文化の壁を乗り越え、地域の一員として共に歩むための新しい取り組みを応援します。なお、今年度は内容や活動規模に応じて「広域枠」と「地域枠」の2区分で募集します。この趣旨に賛同し、共に歩む地域づくりを推進する皆様のご応募をお待ちしております。

概要

	広域枠	地域枠
助成金額	1件あたり 20万円～300万円	1件あたり上限 15万円
助成対象期間	2027年4月1日～2028年3月31日	
応募期間	2026年9月1日(火) 9時 ～ 2026年10月31日(土) 17時	
応募方法	財団ホームページへアクセスのうえ、 申請フォームよりご応募ください。 https://www.hashimotozaidan.or.jp/scholarship/	所定の申請用紙（A4・1枚）をメール提出 件名：【地域国際交流応援助成】申請書 宛先： info@hashimotozaidan.or.jp
選考・発表	- 選考委員会により選考し、2027年3月以降に採否を決定します。 - 必要に応じ、追加資料の提出、ヒアリング、選考委員会への出席、プレゼンテーションをお願いする場合があります。 - 助成決定先は当財団ホームページに掲載予定です。	
活動報告	- 活動終了後は、所定の報告書（活動内容・収支）を提出してください。 - 未使用分は返金をお願いします。 - 活動終了後、アンケート調査・インタビュー調査に協力をお願いすることがあります。 - 報告書類の提出方法については、採択後にご案内します。	

助成対象となる事業・活動の詳細は裏面をご覧ください。



助成対象となる事業

※1団体につき1件の申請に限ります。

	広域枠	地域枠
位置づけ	・岡山県内に住む外国人が生活上の困りごとを抱えたまま孤立しないよう、生活・教育・医療・就労・地域参加等を支える活動を応援します。	・外国人住民と地域住民が互いを知り、顔の見える関係を築くための交流・相互理解の活動を応援します。
助成対象	岡山に住む外国人への支援活動・交流事業	・地域に暮らす外国人住民及び地域住民との交流活動 ※町内会単位から小学校区・中学校区程度までを想定
対象となる活動	○日本語支援 ○通訳・翻訳 ○生活相談 ○教育・医療・就労・住まいの支援 ○居場所づくり ○関係機関との連携など ※条件 ・活動終了後、調査に協力をお願いします。	○多文化料理交流会 ○スポーツ交流会 ○地域のお祭り・防災イベントの共同企画 ○相互理解を深めるワークショップなど ※条件 ・参加者8名以上、うち4分の1以上が外国人住民となる具体的な参加促進計画。 ・年間を通じて複数回集まる計画。 ・活動終了後、調査に協力をお願いします。
活動主体	・個人・団体いずれも対象。 ・団体の場合は法人格の有無・種類を問いません。 ・新規立ち上げ事業・活動も対象です。	・岡山県内の地域団体・グループ ・自治会、町内会、公民館等で活動する団体
評価する点	・課題把握、支援が届く計画、継続性・実現可能性、地域や関係機関との連携、公益性を重視します。	・外国人住民の企画・運営参画、対等で継続的な関係づくり、防災・安心・安全、他地域への波及可能性を重視します。

対象とならない活動・事業

- ・医療保険・介護保険・障害者福祉サービスなど公的支援の枠組みにある事業・活動
- ・営利目的の事業・活動、企画や運営の主要な部分を外部委託した事業・活動
- ・岡山県外での活動

助成対象となる経費

項目	広域枠	地域枠
備品消耗品費	機材や備品等の購入費	
印刷製本費	ポスター・パンフレット等のコピー・印刷代など	
臨時雇用費	事業を実施するために直接必要なアルバイト等の経費（個人に対する支払い）	—
諸謝金	講師や通訳など外部の専門家に対する謝金（個人に対する支払い）	
委託費	調査研究等を他に委託する費用（法人に対する支払い）	—
旅費交通費	出張旅費や交通費など	交通費、駐車場代、講師等外部の方に 対する交通費（実費）など
通信運搬費	郵送料、宅急便代など	
会議費	会場借用料、会場設営費用、 委員会や各種会議での茶菓子代など	会場使用料、会場設営費用、茶菓子代など
宣伝広告費	事業実施の開催告知などを新聞・雑誌・Web等で 広告するための費用	—
施設改修費	施設の改修等の費用	—
事業管理費	事務局人件費・家賃・諸経費	—
雑費	少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費	

対象とならないもの：借入金の返済費用、会食・慰労会等の費用、その他申請の事業・活動と直接関係のない費用

助成取消しについて

以下の場合、助成取消として返金を求める場合があります。

- ・助成金が決定内容または事業以外に使用された場合
- ・申請内容に虚偽がある場合
- ・長期間連絡が取れず進捗や活動状況が確認できない場合
- ・助成期間終了後半年を過ぎてても有効な報告書の提出がない場合等

その他注意事項

- ・反社会的勢力及び関係団体からの応募は受け付けません。
- ・事業実施期間内に助成金を使用できなかった場合は残金を返金していただきます。
- ・提出書類は返却できません。
- ・選考結果に関わるお問い合わせには応じられません。

公益財団法人橋本財団

英文名：Hashimoto Foundation Inc.

代表者：理事長 橋本俊明

設立：2017年4月3日

〒700-0903 岡山県岡山市北区幸町8-20

AQUAテラス幸町10F

TEL：086-201-7157

E-mail：info@hashimotozaidan.or.jp

助成金に関する詳細及び応募については、橋本財団ホームページにてご確認ください。

<https://www.hashimotozaidan.or.jp/>

